

土木設計業務等変更ガイドライン

1. ガイドライン策定の目的

1-1 背景

(1) 土木設計業務等の特性

- 測量業務、地質調査業務、土木設計業務および調査・計画業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件および地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。
- 業務の過程において予見できない事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合もある。

(2) 適切な設計変更の必要性

- 改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更およびこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこと」が規定されている。
- 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える場合については、現に施工中の業務と分離して施工することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更およびこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。
- 設計変更において、より良い社会資本の整備のために、受発注者が、それぞれの役割分担を適切に行い、設計変更内容について両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠である。

1-2 目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくことで設計変更の円滑化および適正化を図ることを目的にしている。

2. 設計変更の留意事項

2-1 発注者・受注者共通の留意事項

①合同現地踏査や初回打合せの段階で業務の履行に必要な関係機関協議などの前提条件や設計条件等について、あらかじめ両者で確認することが重要である。

合同現地踏査や初回打合せの段階で当初発注時の前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行なう。

②業務工程の共有とともに速やかで適切な協議および回答に努めることが重要である。

2-2 発注者の留意事項

①発注者は、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

②当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続きの遅延、関連する他の業務の遅延等が発生した場合は、その前提条件を明示して設計図書の変更を適正に行なう必要がある。

③必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

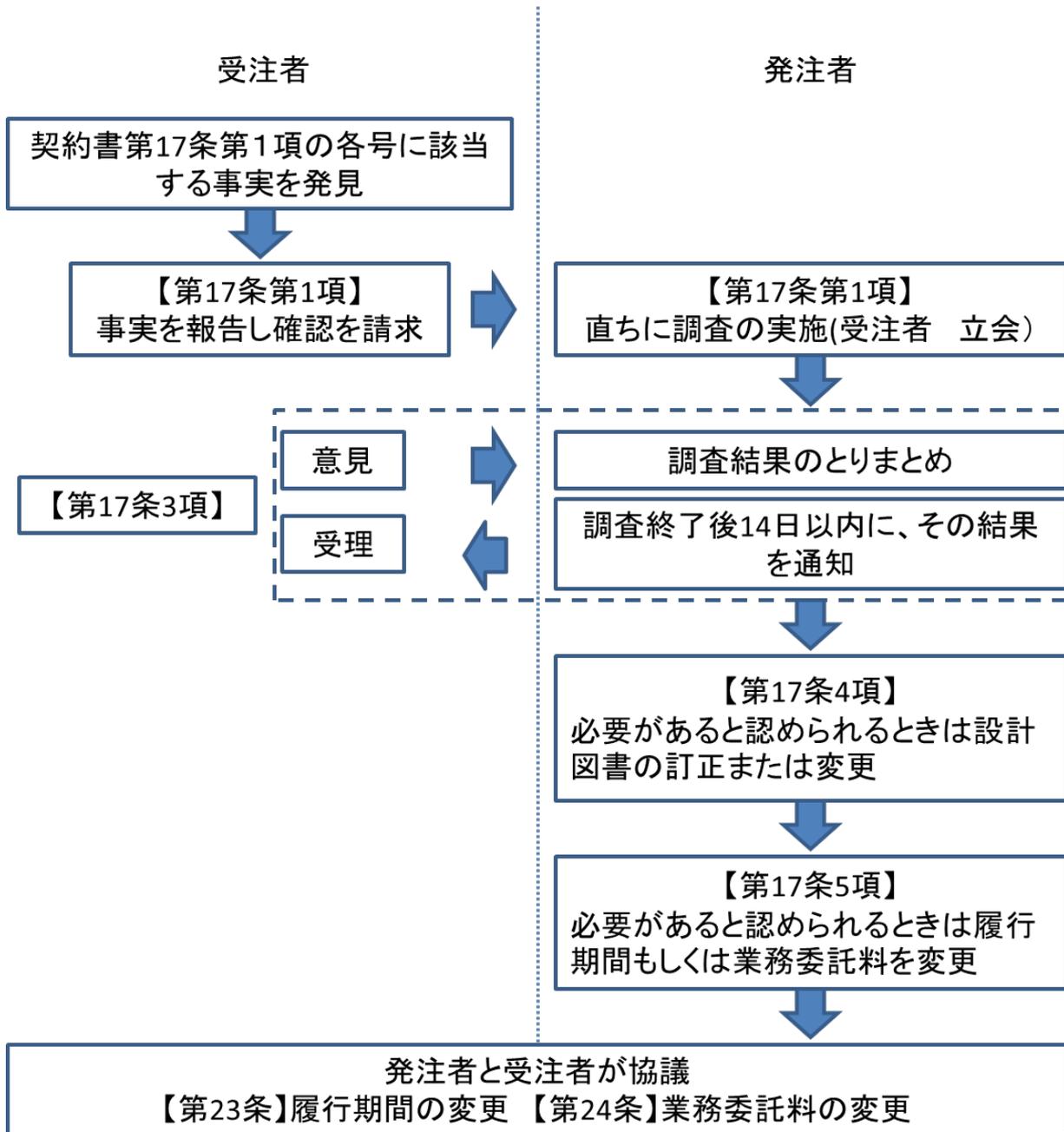
注）：条件明示チェックシートは、新規予備設計段階で作成経費を計上し、作成後、詳細設計段階で設計条件・関係機関協議の進捗状況等を明確に示すためのもの

2-3 受注者の留意事項

①入札公告または指名通知等があった時点で設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、発注者に質問書を提出しなければならない。

②受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

3. 設計業務等の変更手続きフロー



4. 設計変更が可能なケース

4-1 契約書第17条第1項に該当する場合

(1) 図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書が一致しない場合【第17条第1項第1号】

(例)

- ① 図面と仕様書の寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ② 平面図と詳細図の寸法、仕様等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤りまたは脱ろうがある場合【第17条第1項第2号】

(例)

- ① 貸与された資料を確認したところ、契約数量に誤りがある場合
- ② 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がない場合
- ③ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合
- ④ その他、設計図書に誤りがある、または表示すべきことが表示されていない場合

(3) 設計図書の表示が明確で無い場合【第17条第1項第3号】

(例)

- ① 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない場合
- ② 設計図書に付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確な場合
- ③ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない場合
- ④ 計画系業務の検討ケースが不明確である、または一式計上となっている場合
- ⑤ 道路橋示方書等の適用基準が改定時において、適用基準が不明瞭な場合
- ⑥ 土質、地下水位等に関する一切の条件明示がない場合
- ⑦ その他、設計図書の表示が不十分、不正確および不明確な場合

(4) 履行上の制約等設計図書の自然的または人為的な履行条件が実際と相違する場合【第17条第1項第4号】

(例)

- ① 設計図書に示された自然的な施工条件（架橋地点の川幅、地すべり対策における地山の地表形状や変動量等の現地の地形や地質条件、業務対象範囲の災害による被災等）が実際の施工条件と一致しない場合
- ② 設計図書に示された人為的な施工条件（関連する他の業務等の進捗、現地調査のための立入条件、準拠すべき技術的基準等）が実際の施工条件と一致しない場合

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が発生した場合【第17条第1項第5号】

(例)

- ① 地下埋設物を発見し、回避または撤去の検討が必要となった場合
- ② 設計範囲に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良設計が必要となった場合
- ③ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要が生じた場合

- ④土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議結果により設計が変更となる場合。
- ⑤その他、新たな設計条件、制約等が発生した場合

4-2 発注者が変更を必要と認める場合【契約約款第18条】

(例)

- ①現場周辺の住民との協議により、設計条件が変更となる場合
- ②関係機関の行政指導により、設計条件が変更となる場合

4-3 業務を一時中止する必要がある場合【19条】

(例)

- ①第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- ②環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適当または不可能となった場合

4-4 受注者からの請求による履行期間を延長する場合【21条】

(例)

- ①第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合
- ②天災等により業務の履行に支障が生じた場合

4-5 設計図書の点検の範囲を超える作業をする場合

(例)

- ①提示された過去の調査報告書に誤りまたは検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ②詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ③過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

4-6 留意事項

設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

- (1) 受発注者は、業務着手時に当初契約の考え方や設計条件を確認し、設計変更「協議」までに再度確認したうえで協議を行う。
- (2) 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は契約による。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- (3) 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。

5. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合においては、原則として設計変更ができない。ただし、契約書第 25 条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- (1) 発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
- (2) 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- (3) 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経していない場合【契約書第 17 条～第 24 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条】
- (4) 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

6. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

特記仕様書への記載

「〇〇条 設計変更等については、契約書第 17 条から第 23 条および共通仕様書第 1121 条から第 1124 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等の契約等総合ガイドライン集」（滋賀県）によることとする。」